



山梨市結婚相談所



山梨市結婚相談所では、24人の結婚相談員が結婚を希望する方々の相談を受け、お相手を見つけるお手伝いをしています。

【開催予定日】

4月18日(土) 中止	8月15日(土)	12月19日(土)
5月16日(土) 中止	9月19日(土)	1月23日(土)
6月20日(土) ※山梨市民に限ります。	10月17日(土)	2月20日(土)
7月18日(土)	11月21日(土)	3月20日(土)

※上記日程は予定となりますので、日時等変更になる可能性があります。

広報やホームページで再度確認するか、事務局(地域資源開発課ふるさと振興担当)へお問い合わせください。

【時 間】午後2時～6時(入室は5時まで)

【場 所】山梨市民会館3階 展示室 (〒405-0031 山梨市万力1830 TEL0553-22-9611)

【登録に必要な物】印鑑(朱肉を使うもの)、履歴書用写真(3.5cm×5cm)1枚、
スナップ写真1枚、身分証明書

【その他】無料。事前予約は不要。県外市外の方も登録可。

《日程・登録方法に関する問い合わせ》

山梨市結婚相談所事務局(山梨市役所地域資源開発課ふるさと振興担当内)
住所:〒405-8501 山梨市小原西 843 電話:0553-22-1111(内線 2373)
メール:chiikishigen@city.yamanashi.lg.jp
HP:http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/docs/marriage_01.html
問い合わせ時間:月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

《システム》

- 1 相談所に本人が来所し、相談・登録。
 - ・相談員の説明を聞き、登録をする場合は、登録申請書に記入し相談員へ提出します。
 - ・この時対応した相談員が、今後の担当となります。
 - ・山梨市長から委嘱された結婚相談員が相談に応じます。
 - ・相談員は当番制で、月によって相談所にいる相談員は変わります。
 - ・登録期間は、2年です。
 - ・登録期間が終了しても引き続き登録希望の場合は、再度新規で登録が必要です。
- 2 出会いのイベントのご案内や、お相手の紹介をします。
 - ※登録しても必ずしもお相手を紹介できるとは限りません。
- 3 登録申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに担当相談員に報告をしてください。
- 4 婚姻やその他の事由により登録の抹消を希望する場合は、登録抹消申請書を担当相談員に提出してください。